



発行 東京都

目次

告示

●建築基準法による一団地の区域 (二件) ……

…(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……

公告

○開発行為に関する工事を完了 ……

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……

告示

●東京都告示第千五百六十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年七月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区三田五丁目六十六番四、六十七番二、六十八番一、同番二、同番四 から同番六まで、同番十三、六十九番及び七十番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百七十七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年七月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

千代田区丸の内一丁目一番三の一部、平成三十年七月同番三十七、同番三十八、同番五十七から同番五十三まで、同番五十七から同番六十一まで、同番六十四、同番六十五、同番六十七の一部、同番六十八及び同番六十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁

第二本庁舎三階中央)

公告

開発行為に関する工事を完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市野辺字大六天八百七十一番一及び八百七十三番 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一 建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

国分寺市西恋ヶ窪一丁目三十五番一の一部、同番一地先、

同番二、同番二十七の一部及び同番二十八 国分寺市西恋ヶ窪一丁目三十番地三 田中 孝子

東大和市中央四丁目九百五十九番二の一部及び九百五十九番三 武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルされています。